

労災保険特別加入制度のご案内

重要

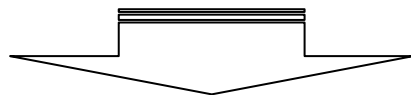
事業主の皆様、ご存知ですか？

会社の代表者や役員の方は業務中にケガをした場合、「労災保険」からも「健康保険」からも給付を受ける事はできません！！

通常、労働者が業務中にケガをした場合は「労災保険」、業務外のケガは「健康保険」が適用されます。しかし、会社の代表者や役員等業務執行権を有する人は「労災保険」が適用されず、業務中のケガは「健康保険」の給付も受けられない為、自費診療【10割（全額）負担】になります。

- * 被保険者が5名未満の法人の代表者等で、一般従業員と同様の労務に従事している人については実態調査の上、業務中の傷病について健康保険の補償が受けられる場合があります。（但し、3割自己負担）（平成15年7月1日庁保発第0701001号）
- * 国民健康保険の被保険者は業務中、業務外を問わず給付を受ける事ができます（但し、3割自己負担）

事業主、役員、家族従業者が業務中のケガについて補償を受ける為には？



- ① 労働保険事務組合に事務委託し、「特別加入制度」を利用する。
- ② 民間の損害保険、生命保険等に加入する。

* 特別加入制度とは （* 申込日の翌日から適用になります）
労働保険事務組合に委託している事業所で、代表者・役員・家族従業者が労働者と同じような仕事をしている場合、特別に労災保険への任意加入を認める制度です。

事業主も従業員の皆様も安心・安全！

この機会に特別加入制度へのご加入を是非御検討下さい。
 労働保険に関するお問合せは当事務組合までお気軽に御連絡下さい。

労働保険事務組合 福働会

〒900-0025 那覇市壺川1丁目4番地15

TEL855-7910

労働保険事務組合 福働会中部支部

〒904-0033 沖縄市山里3丁目2番地9

TEL933-7060